

○ 退職所得の源泉徴収税額の求め方

居住者に支払う退職手当等から源泉徴収する所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額は、①退職手当等の支払を受ける人（退職者）から、「退職所得の受給に関する申告書」の提出を受け、この申告書に記載されている勤続年数などに基づき17ページに掲載している「源泉徴収のための退職所得控除額の表」を使用して退職所得控除額を求め、②17ページに掲載している「課税退職所得金額の算式の表」の「退職手当等の区分」に応じて計算した課税退職所得金額を課税標準として、18ページに掲載している「退職所得の源泉徴収税額の速算表」を使用して求めます。

なお、「退職所得の受給に関する申告書」が提出されていない場合には、支払う退職手当等の金額に20.42%を乗じた税額を源泉徴収することになります。

退職所得の源泉徴収税額の速算表等の使用例（退職所得の受給に関する申告書の提出がある場合）

（設例1）

イ 勤続期間	平成9年10月1日就職～令和9年3月31日退職
ロ 退職手当等の金額	1,700万円
ハ 退職の理由	一般退職

〔税額の計算〕

- ① 勤続年数は29年6か月ですが、勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とすることとされていますので、勤続年数は30年となります。
- ② 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「30年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると1,500万円となります。
- ③ 「課税退職所得金額の算式の表」によって、次のとおり課税退職所得金額を求めると100万円となります。

$$(1,700\text{万円} - 1,500\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 100\text{万円}$$

- ④ 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」によって、次のとおり源泉徴収税額を求めると51,050円となります。

$$(100\text{万円} \times 5\%) \times 102.1\% = 51,050\text{円}$$

（源泉徴収のための退職所得控除額の表）

勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合
	千円	千円
24年	10,800	11,800
25年	11,500	12,500
26年	12,200	13,200
27年	12,900	13,900
28年	13,600	14,600
29年	14,300	15,300
30年	15,000	16,000
31年	15,700	16,700

（退職所得の源泉徴収税額の速算表）

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)-(C))×102.1%
1,950,000円以下	5%	—	((A)×5%)×102.1%
1,950,000円超 3,300,000円 〃	10%	97,500円	((A)×10% - 97,500円)×102.1%
3,300,000円 〃 6,950,000円 〃	20%	427,500円	((A)×20% - 427,500円)×102.1%
6,950,000円 〃 9,000,000円 〃	23%	636,000円	((A)×23% - 636,000円)×102.1%

（設例2）

イ 勤続期間（役員等としての期間）	令和5年6月24日役員就任～令和9年6月26日役員退任
ロ 退職手当等の金額	800万円
ハ 退職の理由	一般退職

〔税額の計算〕

- ① 役員等としての勤続年数は4年3日ですが、勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とすることとされていますので、役員等勤続年数は5年となります。役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものは特定役員退職手当等に該当しますので、この設例の退職手当等800万円は特定役員退職手当等になります。
- ② 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「5年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると200万円になります。
- ③ 「課税退職所得金額の算式の表」によって、次のとおり課税退職所得金額を求めると600万円となります。
$$800\text{万円} - 200\text{万円} = 600\text{万円}$$
- ④ 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」によって、次のとおり源泉徴収税額を求めると788,722円となります。
$$(6,000,000\text{円} \times 20\% - 427,500\text{円}) \times 102.1\% = 788,722.5\text{円} \Rightarrow 788,722\text{円} \text{（1円未満の端数切捨て）}$$

（設例3）

イ 勤続期間（役員等以外の者としての期間）	令和5年4月1日就職～令和9年4月30日退職
ロ 退職手当等の金額	600万円
ハ 退職の理由	一般退職

〔税額の計算〕

- ① 役員等以外の者としての勤続年数は4年1か月ですが、勤続年数に1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げて1年とすることとされていますので、勤続年数は5年となり、これは短期勤続年数に該当します。また、短期勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものは短期退職手当等に該当しますので、この設例の退職手当等600万円は短期退職手当等になります。
- ② 「源泉徴収のための退職所得控除額の表」によって、「勤続年数」が「5年」で「一般退職の場合」の退職所得控除額を求めると200万円になります。
- ③ 短期退職手当等600万円から退職所得控除額200万円を控除した残額は400万円になり、300万円を超えますので、「課税退職所得金額の算式の表」によって、次のとおり課税退職所得金額を求めると250万円となります。
$$150\text{万円} + \{600\text{万円} - (300\text{万円} + 200\text{万円})\} = 250\text{万円}$$
- ④ 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」によって、次のとおり源泉徴収税額を求めると155,702円となります。
$$(250\text{万円} \times 10\% - 97,500\text{円}) \times 102.1\% = 155,702.5\text{円} \Rightarrow 155,702\text{円} \text{（1円未満の端数切捨て）}$$